

## JR東海は希望者全員を65才まで雇用せよ！ 専任社員の雇用条件の撤廃とあわせて申し入れ提出！

マスコミ各社は、12月14日に行われた厚生労働省労働政策審議会の部会で「希望する従業員全員について、65才までの継続雇用を企業に義務付けるべきだとする報告書の原案を提示した」「政府は来年の通常国会に高齢者雇用安定法改正案を提出、2013年度からの実施に向け、早期成立ををを目指す」と報道しました。

これは、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、60才の定年以降に無収入となる労働者が出ることを防ぐためとしています。

ところでJR東海ではどうでしょうか？現在60才定年以降は希望すれば専任社員として65才まで再雇用されますが、会社は「専任社員の雇用条件・労働条件に関する議事録確認」で再雇用の対象外となる具体例を定めています。それは「年度初年齢49才の年度から10年間に3回以上の懲戒処分を受けた者」「同様の10年間に5回以上の期末手当減額となった者」等です。これはどのような意味を持つのでしょうか。

この間、会社はJR東海労組合員に対して、悪辣かつ恣意的なボーナスカット攻撃を連続してかけてきました。この攻撃と上記の議事録確認によって専任社員に再雇用されないJR東海労組合員が多数生み出されているのです。このままでは厚労省が危惧する無収入の労働者が路頭に迷うことになってしまうのです。

本部は、直ちに会社が希望者全員を専任社員として65才まで再雇用するよう申し入れを行いました。

### 申し入れの内容

1. 高齢者雇用安定法改正案の可決に先立ち、JR東海は直ちに協約を改訂し、65才までの雇用を完全実施すること。
2. 1と同様に「専任社員の雇用条件・労働条件に関する議事録確認」にある再雇用の対象外となる場合の具体例を直ちに撤廃すること。
3. 現行、再雇用の対象外とされている社員についても、希望する社員全員を専任社員として再雇用すること。
4. 速やかに団体交渉を開催すること。

**厚労省政策審議会が企業に選別撤廃を求めろ！**  
**65才雇用義務化は時代の要請だ！**